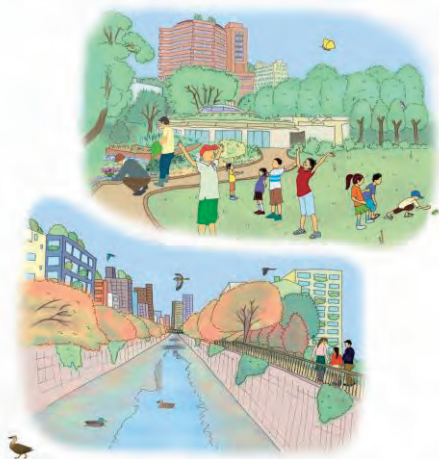


第2章 環境保全施策の推進

「環境基本計画」に掲げた3つの基本目標の達成に向けて、平成24年度に実施した主な施策の内容について報告します。

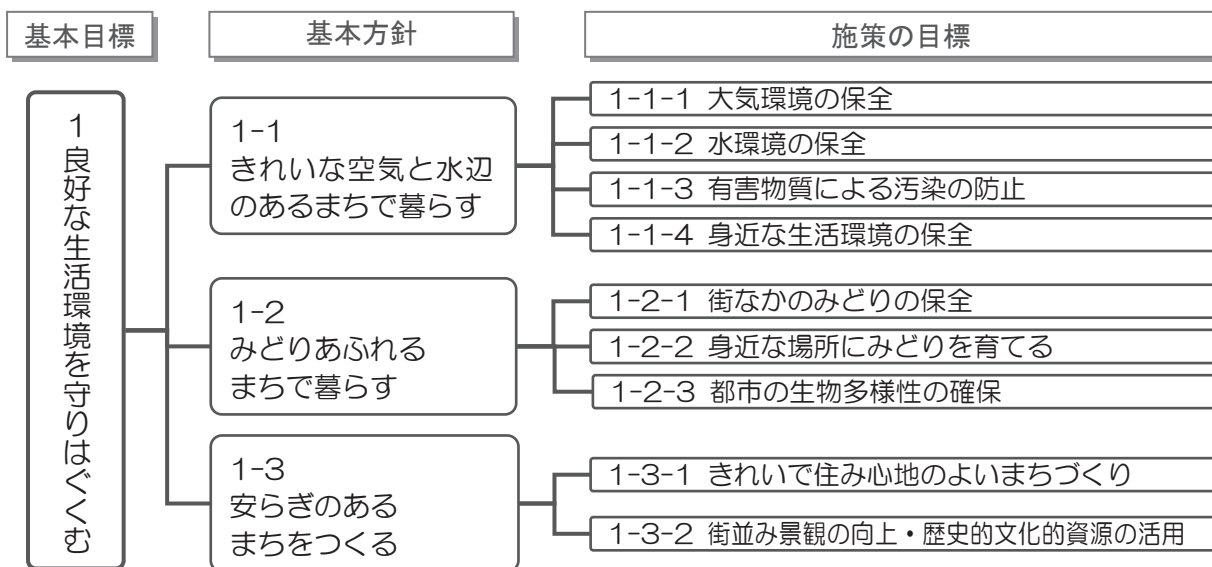
基本目標1 良好な生活環境を守りはぐくむ



－イメージビジョン－

私たちの身の回りには、すがすがしい空気や水があり、健康的に暮らすことができます。愛着のある街並みにはみどりがあふれ、野鳥をはじめとする様々な生き物が見られ、都会の中でも季節を感じることができます。

こうした将来像を目標に、日々の生活や事業活動が、大気や水、そして多様な生き物を含む自然環境にどのような影響を与えているかを一人ひとりが理解し、知恵を出し合い、お互いが協働して環境配慮に取り組むための意識を定着させ、健康を享受できる地域の良好な生活環境の保全・維持を目指します。



1-1 きれいな空気と水辺のあるまちで暮らす

【実現に向けた考え方】

私たちの日々の暮らしや事業活動が、大気や水など地域の生活環境にどのように影響しているかを継続的に調査・分析し、その結果に基づいて生活環境の悪化の未然防止を図ります。

各種調査結果を公表し、大気環境の状況や水循環¹の仕組みを理解することで、区民、事業

¹ 水循環：山林、農地、宅地などに降った雨が、地下にしみ込んだり地面を流れて川や海へ流れ込んだりする過程で、大気中に蒸発して再び降水となる連続した水の流れのこと。近年では、生活の快適性や利便性の向上、産業経済活動の拡大のため、人為的な水循環が構築されてきており、この人為的な水循環の影響で、自然の水循環が単調化・阻害されているため、健全な水循環が求められています。

者が大気汚染の防止や生活排水などによる汚濁防止を心がけるように促します。

また、有害物質の適正管理とお互いの生活環境を守るための近隣公害の発生抑制に努めることで、安全で快適な生活環境の保全を目指します。

<指標の評価>

😊: 目標値を達成 😊: 目標値に近づいている 😞: 目標値に近づいていない -: 現状値を把握していない

指標項目	〔環境指標〕	基準年度	基準年度末時点実績値	平成24年度末実績値	平成33年度数値目標	評価
大気環境						
大気汚染常時監視 (二酸化硫黄/一酸化炭素/浮遊粒子状物質/二酸化窒素/光化学オキシダント)		22	4項目達成 (光化学オキシダント非達成)	4項目達成 (光化学オキシダント非達成)	環境基準の達成	😊
沿道の窒素酸化物濃度		22	全地点達成	全地点達成	全地点達成*1	😊
水環境(目黒川での水質測定)						
生活環境項目 (水素イオン濃度/溶存酸素/生物化学的酸素要求量/浮遊物質量)		22	1地点で1回BODが環境基準値を超過	全月達成	全月達成*2	😊
衛生環境項目 (カドミウム/全シアン/鉛/六価クロム)		22	全月達成	全月達成	全月達成*2	😊
騒音(沿道の交通騒音測定-面的評価調査-)						
対象道路 (玉川/目黒/山手/駒沢/環七/淡島)	昼間	-	-	6地点中3地点で達成	全6地点で環境基準の達成	😊
	夜間	-	-	全6地点で未達成	全6地点で環境基準の達成	😞

※1 測定期間中(20日間)の平均値が、全地点(12地点)で環境基準値を満たしていること。

※2 全地点(3地点)、全月(年4回)で環境基準値を満たしていること。

【平成24年度の成果】

- 目黒区では、東山中学校に大気汚染測定室を設け、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素等の常時監視を行っています。測定項目中、光化学オキシダントのみが前年に引き続き環境基準を達成しませんでした。
- 主要幹線道路沿線の窒素酸化物調査では、測定期間中(20日間)の二酸化窒素、浮遊粒子状物質、PM2.5の測定結果は環境基準値以下の値でした。
- 水環境については、目黒川の3地点で年4回、水質を測定した結果、すべての項目で環境基準値を満たしていました。しかし、季節や場所によって、悪臭がするなどの課題が残されています。
- 自動車交通騒音(面的調査)では、特に夜間の環境基準達成率が低い状況でした。

1-1-1 大気環境の保全

《大気環境の監視・情報提供》

大気を汚染し人体に健康被害を及ぼすおそれのある物質には、二酸化硫黄(SO₂)²や浮遊粒子

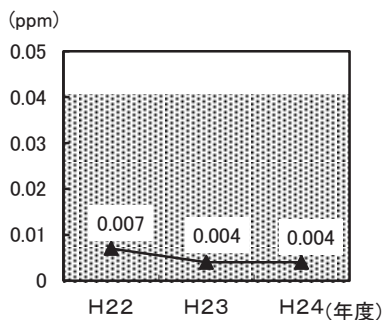
² 二酸化硫黄(SO₂): 硫黄や硫黄化合物が燃焼したときに生じる無色で刺激臭のある気体。呼吸器を強く刺激してぜんそくを起こしたり、酸性雨のもとになるなど公害の原因物質となるため、環境基準が設定されています。

状物質（SPM）³、二酸化窒素（NO₂）⁴、光化学オキシダント⁵などがあります。そして、「環境基本法」に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで、維持されることが望ましい基準として環境基準が定められています。

目黒区では、東山中学校屋上に大気汚染測定室を設け、毎年、環境測定を実施しています。観測の結果、二酸化硫黄、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質、二酸化窒素は、基準を達成しましたが、光化学オキシダントは、基準を達成しませんでした。

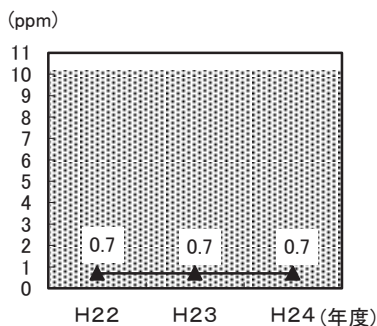
なお、平成24年度から沿道の窒素酸化物濃度の調査に合わせて、PM2.5の測定を開始しました。

＜二酸化硫黄濃度の推移＞



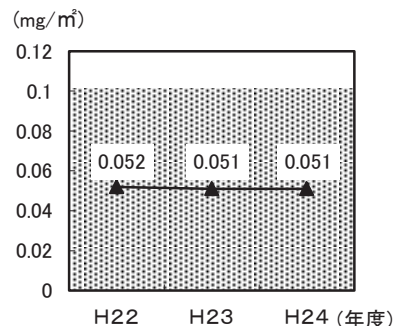
（二酸化硫黄濃度の環境基準）
日平均値の2%除外値が0.04ppm以下（グラフ内の [点線] ）

＜一酸化炭素濃度の推移＞



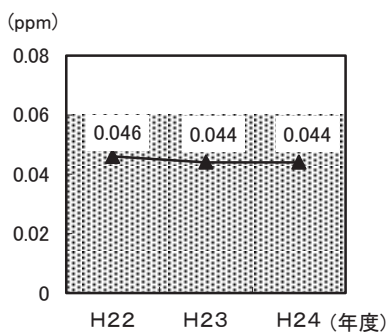
（一酸化炭素濃度の環境基準）
日平均値の2%除外値が10ppm以下（グラフ内の [点線] ）

＜浮遊粒子状物質含有量の推移＞



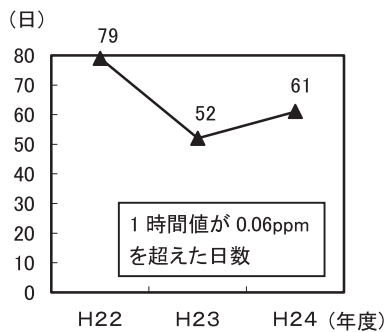
（浮遊粒子状物質含有量の環境基準）
日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下（グラフ内の [点線] ）

＜二酸化窒素濃度の推移＞



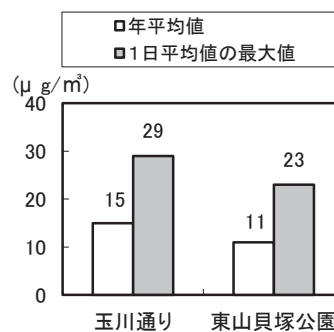
（二酸化窒素濃度の環境基準）
1時間値の日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内またはそれ以下（グラフ内の [点線] ）

＜光化学オキシダント濃度が環境基準値を超えた日数の推移＞



（光化学オキシダント濃度の環境基準）
1時間値が0.06ppm以下

＜PM2.5（微小粒子状物質）の測定結果＞



（PM2.5の環境基準）
1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下

※年間20日間（連続5日間×4回）測定しました。
※PM2.5は、年間250日以上有効測定日数がある場合に環境基準の評価を行うため、本測定結果から環境基準の評価はできません。

《 工場・事業場への排出規制の実施 》

有害化学物質による環境リスク低減のためには、有害化学物質使用事業場の実態を把握することが重要です。平成24年度は、工場・事業場への監察等立入調査を20件実施し、東京都環境

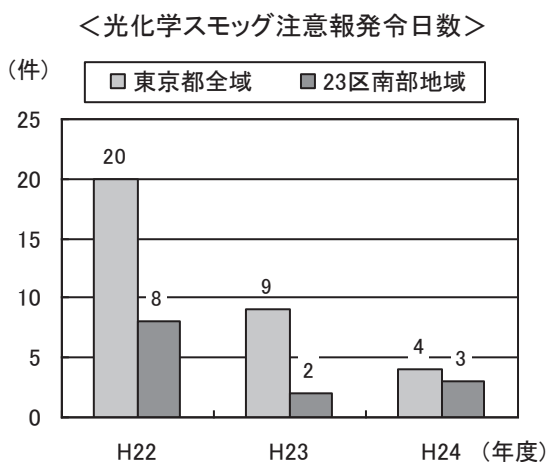
³ 浮遊粒子状物質（SPM）：大気中の粒子状物質のうち、粒径10マイクロメートル（=1/1,000ミリメートル）以下のものをいいます。呼吸器系に悪影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されています。
⁴ 二酸化窒素（NO₂）：大気中に排出される窒素酸化物のほとんどを占めています。主に自動車排気ガス等から発生し、呼吸器系統に悪影響を及ぼすこともあるため、環境基準が設定されています。
⁵ 光化学オキシダント：大気中で太陽光中の紫外線を受けて、光化学反応により生成する大気汚染物質群のうち二酸化窒素を除いたものの。

確保条例に基づく有害化学物質使用事業場の実態把握と、事業者に対する排出抑制指導を行いました。

《 光化学スモッグ対策 》

光化学スモッグは、光化学オキシダントが気象条件により大気中にたまり、白くもやがかかった状態を指します。平成24年度は、光化学スモッグ注意報が3回発令され、発令時には防災無線での放送や区内施設に懸垂幕掲示を行いました。光化学スモッグ注意報の発令日数は、概ね減少しました。

また、光化学スモッグを引き起こす原因物質の1つとされているVOC⁶の排出削減対策として、東京都が主催するVOC対策セミナーに関するチラシを配布し、東京都が進める排出削減の情報提供・啓発を進めました。



平成25年度に実施する主な施策の内容

- ◇ 大気汚染物質、酸性雨、窒素酸化物⁷の常時監視及び分析を引き続き行います。
- ◇ 沿道の窒素酸化物濃度、浮遊粒子状物質、PM2.5を測定します（年20日間）。
- ◇ 有害化学物質使用事業場の実態を把握するとともに指導を行い、排出抑制を図ります。
- ◇ 夏季における光化学スモッグ被害を未然に防止するため、引き続き区民への周知を行います。

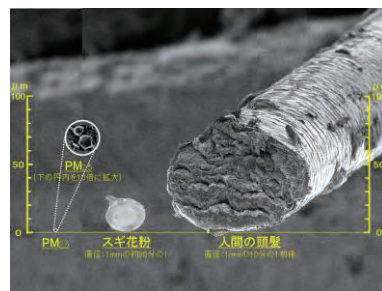


ぺんごろうじいさんからの一言

PM2.5とは・・・

平成24年12月頃から、報道等でよく耳にするPM2.5（微小粒子状物質）とは、大気汚染物質のひとつで、大気中に漂う粒径2.5マイクロメートル（1マイクロメートルは0.001ミリメートル）以下の小さな粒子のことです。粒径が非常に小さいため（髪の毛の太さの30分の一程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系や循環器系への影響が懸念されています。

平成24年度は、玉川通り沿道と東山貝塚公園の2か所⁸で年20日間（連続5日間×4回）大気中のPM2.5濃度を測定し、結果を区のホームページで公表しました。



＜PM2.5の拡大写真＞
（東京都ホームページより引用）

WEB

<http://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/shizen/kankyodate/sokuteikekkapm2.5.html>
トップページ＞くらしのガイド＞自然・環境・ごみ＞目黒区内の環境データ＞目黒区で実施した大気中PM2.5濃度測定結果

⁶ VOC：揮発性有機化合物の略称で、塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤、ガソリン、シンナーなどに含まれるトルエン、キシレン、酢酸エチルなどが代表的な物質となります。

⁷ 窒素酸化物：燃料中や空気中の窒素が燃焼して酸化することにより生成します。健康影響のほか、光化学オキシダントの原因物質の1つ。

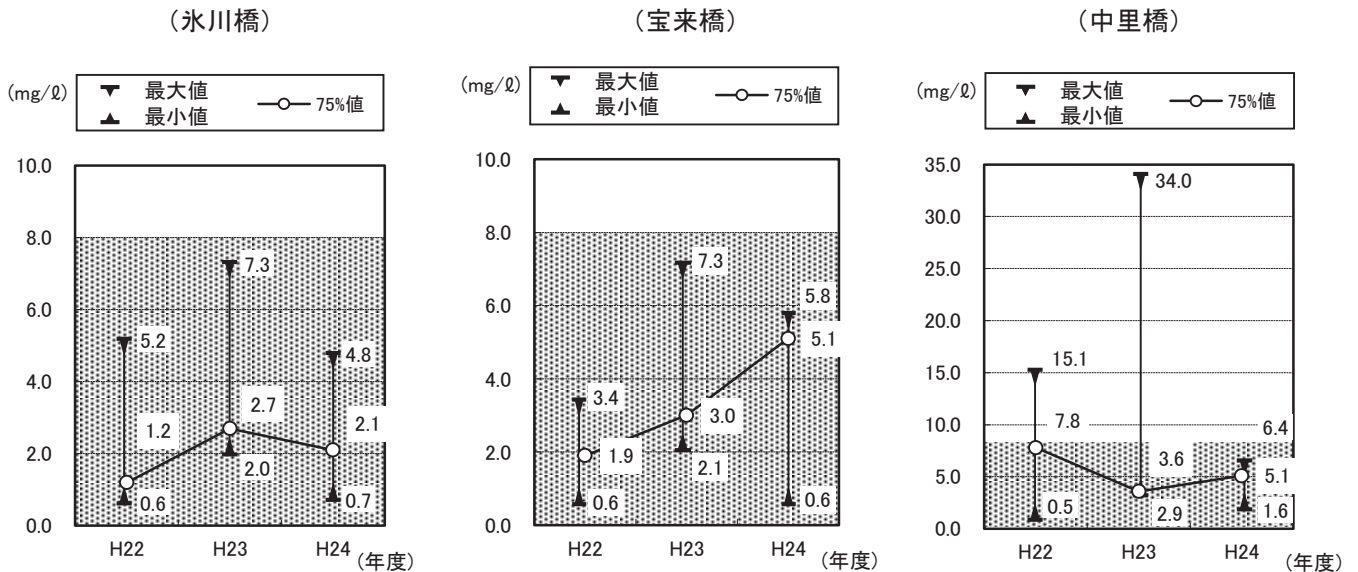
1-1-2 水環境の保全

《 水環境の監視・情報提供 》

目黒川の3地点で年4回、水質を測定した結果、人の健康の保護および生活環境の保全に関するすべての項目で環境基準値を満たしていました。

また、化学物質の漏洩、地下浸透により発生する地下水汚染の実態把握を目的として、地下水の水質モニタリング調査を行った結果、新たに汚染が見つかった地点はありませんでした。

＜目黒川のBOD⁸濃度の推移＞



*グラフ内の は環境基準値内 (8mg/ℓ以下) を表す



＜水質測定地点＞



75%値とは、環境基準の達成を評価する際に用いられる数値です。測定値を昇順に並べ、低い値から数えて75%目にあたる数値が75%値です。
3地点いずれも環境基準を満たしていますが、中里橋では測定時に環境基準を超える数値が得られることもありました。

⁸ BOD：河川の水質を表す指標のひとつで、水中の微生物が有機物を酸化・分解するときに消費する酸素の量を示します。BOD値が大きいほど汚濁物質（有機物）が多く、水の汚濁が進んでいるといえます。

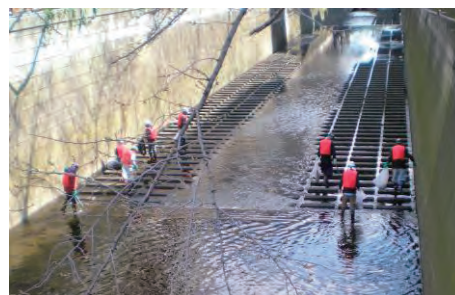
《 河川水質浄化 》

河川の水質改善や臭気抑制を目的として、目黒川では、河川・水面の清掃、河床整正・浚渫⁹、クリーンアップ大作戦の実施などに取り組みました。また、呑川でも河川・水面の清掃に取り組みました。

■ 目黒川クリーンアップ大作戦

目黒川クリーンアップ大作戦は、「目黒川を豊かな生活環境にする会」が主催し、区が共催している清掃活動です。町会・自治会などの区民団体、事業者のほか、目黒区役所、目黒警察署、目黒消防署も含め、毎回200人を超すボランティアが参加しました。

平成24年度は、雨天のため1回が中止となり、7月と3月の2回実施されました。



＜川底の清掃＞



＜河川沿道の清掃＞

《 工場・事業場への排出規制の実施 》

地下水汚染は、鉛等の有害な重金属類やテトラクロロエチレンなどの化学物質により汚染された土壌が地下水に溶け出すことで引き起こされ、飲用等に伴う健康被害をもたらす恐れがあります。原因としては、工場・事業所などの事業活動時の漏えい等があります。

区では、工場の認可等を審査するとともに、監察等立入調査を20件実施し、事業者に対しての指導や啓発を行いました。

《 雨水流出抑制対策と水循環機能の回復 》

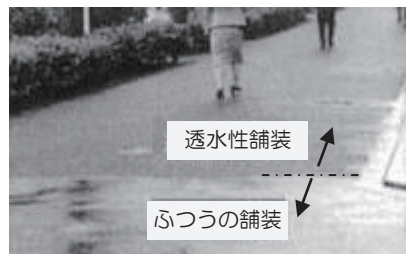
目黒区では、水資源の保全のために透水性舗装と雨水浸透柵の設置を推進しています。

平成24年度は588m²の透水性舗装と3か所の雨水浸透柵の整備を実施しました。公園の新設改良にあたっては、1,126m²の透水性舗装と4か所の雨水浸透柵を設置しました。

さらに、雨水流出抑制施設やその設置に関する指導要綱に基づく事業者との協議や個人に対する助成を行い、雨水流出抑制施設の整備の促進を図っています。また、工場等に対して、地下水の揚水量の記録と報告を求め、揚水量について最小限となるよう指導しました。



＜雨水浸透柵＞



＜透水性舗装＞

⁹ 河床整正・浚渫：河床をならし、堆積した土砂を取り除くこと。

平成25年度に実施する主な施策の内容

- ◇ 目黒川の水質を測定します。
- ◇ 区内の地下水の汚染調査を実施します。
- ◇ 河川環境を維持するため、目黒川の河床整正・浚渫と、目黒川及び呑川の定期的な河川清掃を行います。
- ◇ 都市型水害対策のために、雨水流出抑制施設整備の促進を図ります。
- ◇ 総合治水対策基本計画に基づき、透水性舗装や雨水浸透柵などを整備します。
- ◇ 揚水施設の設置に関しては、最小限の揚水量となるように指導を引き続き実施します。

1-1-3 有害物質による汚染の防止

《 工場跡地等の土壌汚染対策 》

有害物質を製造、使用または処理する特定施設（水質汚濁防止法・下水道法）の跡地などにおいて、有害物質の漏洩等により、土壌・地下水汚染に発展する場合があります。そのため、区では、東京都による「環境確保条例」等に基づき、土壌汚染調査時に立入監察を実施しています。平成24年度は、4件の調査・確認を実施しました。また東京都と情報交換や対策指導等で連携を図り、跡地等の土壌汚染の監視・指導を行いました。

《 アスベスト対策 》

アスベストは、石綿（せきめん、いしわた）とも呼ばれる天然の鉱物繊維で、建築材料等の工業製品に利用されてきました。その繊維は、目に見えないくらい細く軽いために飛散しやすく、吸入すると肺がんや悪性中皮腫、アスベスト肺などの原因になります。

区では、アスベストを使用している建築物の実態把握と、建築物等を解体、改造、補修する際のアスベストの飛散防止対策徹底のため解体・改修工事に際して作業方法の指導などを行っているほか、アスベストの含有等調査費用の助成や、中小企業に対するアスベスト含有建築材除去の融資あっせんを行っています。平成24年度は、助成申請はありませんでした。

《 化学物質の適正管理 》

適正管理化学物質に指定されている化学物質を年間100キログラム以上使用する工場・事業所は、使用している化学物質ごとの使用量を区に報告するように定めています。平成24年度は、67件の報告書を確認し、実態の把握と排出抑制を図りました。

《 放射性物質への対応 》

子どもの遊びや学びの場となる施設を中心に空間放射線量の測定を実施し、状況に応じて低減措置を講じました。

また、区立小中学校の屋外プール水と区民センター屋外プール水の放射性物質検査を実施し、その結果を公表しました。結果はすべて検出下限値未満でした。

横浜市の雨水利用施設の沈殿砂から、廃棄処分基準を超える放射能濃度が検出されたことを受け、目黒区でも雨水利用施設の雨水槽等の水を採水し、放射性物質検査を実施しました。その結果、7施設の雨水槽等から放射性物質が検出されたため、清掃を実施しました。

平成25年度に実施する主な施策の内容

- ◇ 工場跡地等の土壌・地下水汚染について、引き続き立入監察を実施し、指導を行います。
- ◇ 解体業者に対し、アスベストに関する施工計画届出の審査や作業方法の指導を行います。
- ◇ アスベスト分析調査費の助成を引き続き実施します。
- ◇ 有害化学物質使用事業場の実態を把握し、排出抑制につなげていきます。
- ◇ 空間放射線量を測定し公表します。
- ◇ 区立小中学校の屋外プール水と区民センター屋外プール水の放射性物質検査を実施し、結果を公表します。

トピックス

平成24年度における放射性物質への対応について

1 空間放射線量の測定等

(1) 目黒清掃工場周辺の放射線量測定結果

東日本大震災により発生した女川町の災害廃棄物を23区清掃工場で受け入れることとなり、目黒清掃工場でも焼却処理しました。区では安全性を確認するため、下表のとおり、焼却期間前後の放射線測定を実施しました。

受入期間	平均日量	測定日	測定地点
平成25年 2月18日～3月2日	約4～8トン	平成25年2月14日、2月20日、 3月4日、3月7日	6
平成25年 1月11日～26日	4トン	平成25年1月10日、1月17日、 1月28日	6
平成24年 8月1日～14日	36トン	平成24年7月31日、8月9日、 8月16日	6

(2) 空間放射線量の定点測定について

以下のとおり、平成24年4月5日から定点測定を実施しました。

測定地点	総合庁舎、公園の広場及び砂場など東山児童遊園、中目黒公園、唐ヶ崎児童遊園、富士見台公園、めぐろ区民キャンパス公園、田道広場公園
測定頻度	総合庁舎は原則毎週 公園の広場及び砂場などは原則2週間に1回
測定器	シンチレーションサーベイメーター 日立アロカメディカル社製 TCS-172B
測定方法	地上1メートルと5センチメートル地点での測定。測定機の数値を30秒ごとに5回読み取り、平均値をその地点での測定値とする

このほかにも、子どもの遊び場や学びの場となる区の施設を中心に空間放射線量の測定を実施しました。

2 雨水利用施設の放射能の測定

平成24年3月29日に、横浜市の雨水をトイレの洗浄等に利用している教育施設18校の沈殿砂から、廃棄処分基準（放射性セシウム134、137の合計値で8,000ベクレルパーキログラム）を超える放射能濃度が検出されました。

これを受け、平成24年6月22日、26日、27日の3日間で、雨水をトイレ洗浄水等に利用している区の施設16箇所の雨水沈砂槽または雨水槽から上層と下層の水を採水し、放射能濃度を測定しました。

その結果、7施設の一部の雨水槽（雨水沈砂槽）から放射性物質が検出されたため、清掃を実施しました。

3 プール水の放射性物質の測定

区立小中学校屋外プール、区民センター屋外のプールのプール水の放射性物質の測定を実施しました。

4 放射線量低減措置について

平成24年4月1日以降、地表面から高さ5センチメートルの地点で0.23マイクロシーベルト（1時間あたり）を超える数値が検出された箇所を、区の対応の目安としました。該当する数値が検出された場合は、線量を低下させる措置を取りました。

5 その他

区内保育所、区立小・中学校、区立幼児療養通所施設、区立幼稚園の給食食材及び食育食材の放射性物質検査を実施しました。また、学校給食の食材の産地を各学校のホームページで公表しました。

6 測定結果の公表

測定結果等については、区ホームページで公表しています。

放射線による健康等への影響

WEB

<http://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/anken/disaster/radioactivity/index.html>
 トップページ>くらしのガイド>安全・安心>東日本大震災（平成23年3月11日発生）への対応>放射線による健康等への影響



<空間放射線量の測定の様子>



<放射線測定器>

1-1-4 身近な生活環境の保全

《 自動車交通騒音・振動の監視 》

騒音については、「面的評価調査¹⁰」と「要請限度調査¹¹」を行っています。調査対象区間（地点）は、国土交通省が実施した平成22年度交通センサス¹²（全国道路・街路交通情勢調査）に基づき、区が設定した23の区間から選定しています。

平成24年度の面的評価調査では、全6地点で等価騒音レベル¹³を測定した結果、環境基準を満たした地点は昼間の測定で3地点、夜間では0地点でした。一方、要請限度調査では、面的調査とは別の全6地点で等価騒音レベルを測定した結果、1地点を除く5地点では、昼間、夜間ともに要請限度の範囲内でした。

振動については、騒音の要請限度調査と同じ6地点で要請限度調査を行った結果、いずれの地点でも要請限度の範囲内でした。

なお、自動車交通騒音・振動の監視を行う際は、併せて交通量を調査し、騒音・振動の測定結果との相関を確認しています。

＜面的評価調査における6地点の等価騒音レベル＞ (単位:dB)

	玉川通り	目黒通り	山手通り	駒沢通り	環七通り	淡島通り	環境基準
昼間	74	71	69	70	72	66	70以下
夜間	74	68	67	68	70	66	65以下

＜要請限度調査における6地点の等価騒音レベル＞ (単位:dB)

	目黒通り (目黒2丁目)	目黒通り (碑文谷4丁目)	目黒通り (八雲2丁目)	山手通り (中目黒4丁目)	環状7号線 (南2丁目)	自由通り (八雲5丁目)	要請限度
昼間	74	67	71	67	67	66	75以下
夜間	73	66	68	65	64	63	70以下

《 工場等への指導 》

事業場や建設現場などから発生する騒音・振動については、「騒音規制法」や「振動規制法」などの法制度に基づき届出を受理することで実態を把握し、公害防止指導にあたっています。

平成24年度には、騒音規制法に関する届出が209件、振動規制法に関する届出が142件ありました。

＜届出件数＞

法令等		届出件数
騒音規制法	特定施設※1	22件
	特定建設作業※2	187件
振動規制法	特定施設	3件
	特定建設作業	139件
「東京都環境確保条例」 工場/指定作業場		36件/36件

※1 特定施設：著しい騒音や振動が発生する特定の機械設備を、騒音規制法や振動規制法で「特定施設」と定めています。

※2 特定建設作業：著しい騒音や振動が発生する特定の建設作業を、騒音規制法や振動規制法で「特定施設作業」と定めています。

¹⁰ 面的評価調査：一定の地域ごとに当該地域内のすべての住居等のうち、環境基準を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価する「面的」な評価方法による調査。

¹¹ 要請限度調査：騒音規制法及び振動規制法に基づく自動車騒音に係る要請限度値を測定する調査。要請限度値とは、生活環境が著しく損なわれると認められる値。

¹² 平成22年度交通センサス：概ね5年毎に全国一斉に行われる自動車の利用実態に関するアンケート調査です。平成22年度秋に実施されたものです。

¹³ 等価騒音レベル：時間とともに変動する騒音（非定常音）について、一定期間の平均的な騒音の程度を表す指標のひとつ。単位はデシベル（dB）。騒音に係る環境基準は、等価騒音レベルで評価します。

《 騒音沿道対策 》

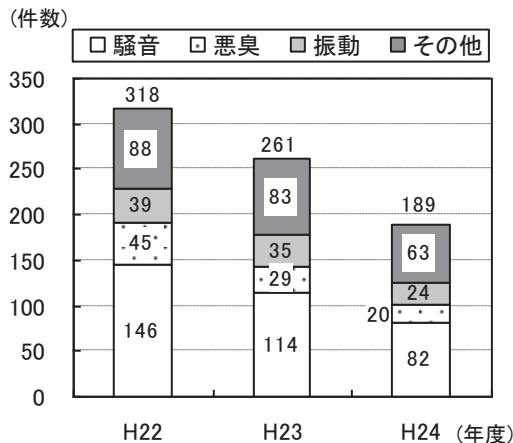
道路騒音が著しい環七通り沿いにおいて、建築物の建築等に際し、道路交通騒音の防止に係る届出書を受理し、後背地¹⁴への道路交通騒音防止に取り組みました。また、防音工事2件、緩衝建築物工事1件、東京都の助成制度の申請を受け付けました。

《 生活公害（騒音・振動・悪臭など）に係る相談・調整 》

近年の公害相談は、騒音・振動、悪臭など典型7公害のほかに、アスベスト被害に対する不安や一般生活苦情（空き地の雑草、落ち葉）など、多岐にわたっています。相談件数自体は減っていますが、解決までに時間を要する困難な案件が増加しています。

平成24年度は、165件の相談を受付けました。相談内容を現象別に数えると189件あり、その内訳は、騒音82件、悪臭20件、振動24件、その他63件でした。

＜公害相談件数＞



平成25年度に実施する主な施策の内容

- ◇ 自動車交通騒音・振動・交通量調査を継続して行います。
- ◇ 届出による実態把握や現場調査などにより、工場・事業場及び工事・建設作業における騒音・振動の公害防止指導をしていきます。
- ◇ 「目黒区環七沿道地区計画」に基づき、計画区域内の建築・開発行為について、計画内容に即した規制・誘導を引き続き行います。
- ◇ 生活公害に対する相談や調整を行います。



ぺんごろうじいさんからの一言

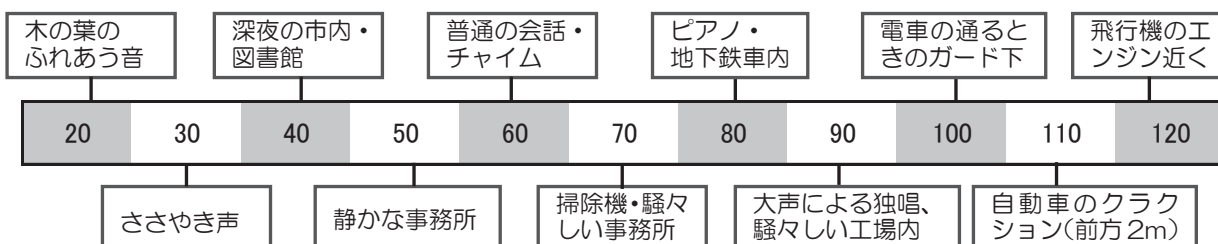
騒音とは・・・

騒音とは、「人が聞いて好ましくない人工の音」の総称です。

騒音の影響は、音の大きさだけでなく時間帯、生活環境、その人の音に対する感受性、心身の状態などに左右されます。自動車や電車、工事の音、街頭スピーカーやカラオケの音などが、しばしば問題となります。

人間の耳に感じる音の大きさを騒音レベルといい、単位「デシベル」で表します。

＜騒音レベルの目安＞



(出典: 東京都環境白書 2010 をもとに作成)

¹⁴ 後背地: 騒音調査を実施する主要な幹線道路に対して、直接面していないものの道路から近く騒音の影響を受ける地域を意味します。